

鹿嶋市建設工事入札心得（電子入札用）

鹿嶋市が電子入札により指名競争入札に付する建設工事の入札条件及び留意事項等は、次のとおりとする。

1 全体的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号）及び鹿嶋市電子入札試行要領（平成20年告示第98号）等の関係条項を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 最低制限価格を設定している場合、この額を下回った入札を行った者は失格とする。
- (4) 低入札価格調査制度の対象となる入札の場合は、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていない者は、この入札に参加できない。

2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい者は、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。（2部提出）
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）で提出することができる。
- (3) 入札回数は、再度入札を含めて3回までとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、1回とする。
- (4) 提出した入札書は、引替え、変更又は撤回をすることができない。
- (5) 入札書には、くじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合は、鹿嶋市が紙入札の承諾をした順に3桁の番号を無作為に付するものとする。
- (6) 入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書（テキストデータ化（.csv）されたものまたは画像ファイル（BMP, JPG, TIF等））を作成し内訳書欄に添付すること。工事費内訳書の形式は、原則、入札工事の設計図書中に示すものとする。なお、表紙や代表印は不要とする。

添付ファイルの作成にあたっては、「入札時の添付ファイルの作成について」を参照のこと。

- (7) 入札にあたっては、最新の総合評定値通知書の写しを電子メールまたは持参にて提出すること。
有効な総合評定値通知書が確認できない場合、別途資格を確認する場合がある。

3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 不正の行為があった入札書
- (2) 参加資格のない者のした入札書
- (3) 工事費内訳書の提出がない者の入札書
- (4) 同一人がした2以上の入札書
- (5) 予定価格を事前に公表している場合において、予定価格を上回る入札書
- (6) 金額その他記載事項が明確でない入札書
- (7) （紙入札の場合）契約権者の記名押印のない入札書 ※押印を省略した場合を除く
- (8) 電子入札と紙入札の両方で行った入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

4 契約に関する事項

- (1) 落札の決定 開札後、落札者に対して電話等で通知する。
- (2) 契約の締結 落札したときは、その翌日から7日以内に市で定める建設工事請負契約書を2部提出し、契約を締結すること。
- (3) 請負代金の支払い 工事完成払い
※契約時に、部分払いの約定がある場合はこの限りではない。
- (4) 前払金の割合 500万円以上 … 40%以内
- (5) 中間前払金の割合 上記(4)の前払金の請求が有りの場合、一定の要件を満たした時は請求することができる。 … 20%以内
- (6) 契約書の添付書類 ①工程表
②現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任届
③下請負人届

※主任（監理）技術者の雇用関係等が確認できる下記記載の書類（写し可）のいずれかを現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任届提出時に添付すること。

※現場代理人等としての資格は、その会社の従業員又は役員であることとする。このため、配置技術者と現場代理人が異なる場合は、雇用関係等を確認するため、下記記載の書類（写し可）のいずれかを現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任届提出時に添付すること。

雇用関係を確認するための書類				
内容確認書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
国家資格者等及び監理技術者一覧表（許可添付書類）	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術者職員名簿（経審）	建設業法			経営事項審査申請書の別表
監理技術者資格者証	建設業法	技術者本人	一般財団法人建設業技術者センター	
登記簿の役員名簿欄の写し				
その他、公的機関が発行した、直接的かつ恒常的な雇用関係を明確に確認できる書類				

5 入札辞退について

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。紙入札の場合は、入札書の提出締切日までに辞退届を提出すること。
- (2) 入札の辞退によって、以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

6 その他

- (1) この入札の対象案件が分割発注である場合には、落札者は、同日に実施されるその後の他の分割工事

の入札に参加できない。この場合においては、すでに提出された入札書は、開札せず、無効として扱うものとする。

(2) 添付ファイルの作成にあたっては、鹿嶋市電子入札運用基準に示す形式で作成すること。

(3) 入札又は契約の際に指示された事項を遵守すること。

(4) 本工事に近接する工事(請負金額200万円以上)を施工中(または同時)の請負人が本工事についても請け負った場合、間接工事費等(共通仮設費・現場管理費・一般管理費など)を調整した額で変更契約を行うことがある。